

高崎市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年6月1日 ～ 令和8年5月31日までの3年間

2. 内 容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：不妊治療を受けながら働き続けられよう、休暇制度の導入や必要な制度の検討を行い、両立支援に向けた雇用環境整備を図る。

<対策>

- 令和5年 8月～ 休暇制度等導入に向け、事務局内での検討開始
- 令和6年 1月～ 管理職を対象とした研修を実施
- 令和6年 4月～ 職員への周知と休暇制度の開始
- 令和6年10月～ 休暇取得職員等を対象としたニーズ調査の実施
調査結果を踏まえた新たな制度の検討

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2：令和8年4月までに、全職員の年次有給休暇の取得率を、一人あたり50%以上とする。

<対策>

- 令和5年 8月～ 前年度取得率等を踏まえ、事務局内での検討開始
- 令和6年 4月～ 業務運用体制の見直しや、計画的取得促進運動の実施などによる取得促進のための取組みの開始
- 令和7年 4月～ 取得状況調査を実施し、取組みの効果を検証
検証結果によって、さらなる取組みの検討・実施

上記以外の次世代育成支援対策に関する事項

目標3：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を令和7年4月までに実施する。

<対策>

- 令和6年 7月～ 検討会の設置
- 令和6年10月～ 職員への参観日実施についての周知
- 令和7年 1月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討